

岐阜県公報

号外(二) 平成二十六年十二月二日

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し支出
 することができる金額の制限額 (選挙管理委員会) 一
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の
 数 (同) 一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

選挙区	議席数	制限額
岐阜第一区	1	23,951,000円
岐阜第二区	2	23,705,700円
岐阜第三区	3	25,365,500円
岐阜第四区	4	26,405,100円
岐阜第五区	5	23,356,100円

岐阜県選挙管理委員会告示第九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

- 1 平成26年12月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,672,210人
- 2 総数の50分の1の数
33,445人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
309,027人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	333,680	111,227
大垣市	145,235	48,412
高山市	75,658	25,220
多治見市	93,098	31,033
関市	73,167	24,389
中津川市	66,298	22,100

兼濃市	18,315	6,105
瑞浪市	31,665	10,555
羽島市	54,461	18,154
恵那市	43,602	14,534
美濃加茂市	40,711	13,571
士岐市	49,077	16,359
智務原市	118,159	39,387
可児市	93,129	31,043
山県市	23,544	7,848
瑞穂市	40,274	13,425
飛騨市	21,685	7,229
本巣市	42,255	14,085
郡上市	36,684	12,228
下呂市	29,124	9,708
海津市	30,424	10,142
羽島郡	37,236	12,412
養老郡	25,442	8,481
不破郡	28,840	9,614
安八郡	19,626	6,542
揖斐郡	57,477	19,159
加茂郡	43,344	14,448

平成二十六年十二月二日

発行所 岐阜県選挙管理委員会

岐阜県 岐阜市 岐阜文芸社